

令和8年度

苫小牧市ゼロカーボンハウス促進補助金 事業手引き



ZEROCARBONCITY TOMAKOMAI

苫小牧公式キャラクター
とまチョップ
©2011 苫小牧市



目次

1. 補助制度の概要

- ①用語、②国費補助 . . . 1
- ③市費補助、④補助金の申請期間 . . . 2
- ⑤共通要件、⑥事業着手の考え方 . . . 3

2. 申請について

- ①フロー図、②交付申請について . . . 4
- ③変更交付申請、④実績報告、⑤請求書の提出 . . . 5

3. 補助金交付後について

- ①調査・報告、②その他 . . . 6

4. 補助対象機器一覧

- ①国費補助 . . . 7-11
- ②市費補助 . . . 11-12

5. 提出書類リスト

- ①様式第 1 号【補助金交付申請書】の添付書類 . . . 13
- ②様式第 11 号【実績報告書】の添付書類 . . . 14

1. 補助制度の概要

①用語

○国実施要領

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環政計発第2603313号）をいう。

○年度

毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの期間をいう。

○新築住宅

新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く）。

○既存住宅

新築住宅以外の住宅をいう。

○事業着手日<重要>

契約締結行為日又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。ただし、市費補助の場合、対象機器の工事着工日を事業着手日とすることができる。

○申請日

申請書類を提出する日。提出書類に不備や不足があった場合、訂正や追加提出が必要となります。すべての書類が揃わないと申請書の受理はできませんのでご注意ください。

○交付決定日

交付申請書類一式を審査し、補助金の交付が決定された日。

○ZEH+設備

高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、この4つの設備をいう。

②国費補助

令和5年度から令和9年度までの5年間で、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、市内住居に対する太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、エコキュート、ZEH+の導入を加速化させるための事業です。

【補助の対象者】

- ①市内に自ら居住するために、ZEH+住宅を新築又は購入する個人。
- ②市内に自ら居住する住宅（店舗併用住宅の場合住宅部分に限る）又は敷地内に太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、エコキュートを設置する個人。

	対象機器	補助額
①	太陽光発電設備（自家消費型）	1kWにつき7万円（上限70万円）
②	定置用リチウムイオン蓄電池 （※①と同時設置に限る）	工事費を含んだ価格の3分の1（ただし14万1千円/kWh未滿の機器に限る）
③	エコキュート（ヒートポンプ給湯器）	工事費を含んだ価格の4分の1（上限18万円）
④	ZEH+	上限100万円

③市費補助

住宅用省エネルギー機器の普及促進を図り、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とした事業です。既存住宅の定置用リチウムイオン蓄電池と HEMS の補助金額の一部は、北海道の住まいのゼロカーボン化推進事業を活用して実施します。

【補助の対象者】

市内に自ら居住する住宅（店舗併用住宅の住宅部分を含む。）又は敷地内に対象機器を購入し、設置する個人。

	対象機器	補助率
①	定置用リチウムイオン蓄電池 (太陽光で発電した電力を蓄電するものに限る)	工事費を含んだ価格の10分の1 (既存住宅の場合6分の1) 新築：上限12万円 既存：上限20万円
②	HEMS	工事費を含んだ価格の10分の1 (上限4万円)
③	給電装置	工事費を含んだ価格の10分の1 (上限3万円)

④補助の申請期間

※要綱別表3より抜粋

先着順で受付し、予算額に達し次第終了となります。事業着手予定日の14日前までに申請してください。

(1) 国費補助対象機器 令和8年4月28日受付開始

対象機器	「実績報告書」提出期限
ZEH+	工事完了後、1か月以内又は2月12日のいずれか早い日まで(必着)
太陽光発電設備	
定置用リチウムイオン蓄電池	
エコキュート(給湯器)	

(2) 市費補助対象機器 令和8年4月28日受付開始

対象機器	「実績報告書」提出期限
定置用リチウムイオン蓄電池(既存住宅)	工事完了後、1か月以内又は1月22日のいずれか早い日まで(必着)
HEMS(既存住宅)	
定置用リチウムイオン蓄電池(新築住宅)	工事完了後、1か月以内又は3月31日のいずれか早い日まで(必着)
HEMS(新築住宅)	
給電装置	

⑤共通要件

- ①住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、苫小牧市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住予定である者。
- ②市税を滞納していないこと。
- ③新築住宅、既存住宅を問わず、購入又は設置工事を市内に事務所を有する法人又は個人事業者に依頼していること。
- ④苫小牧市暴力団の排除に関する条例（平成 27 年条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑤決定通知日以降に事業着手し、事業要綱別表 3 に定める日までに実績報告書を提出できること。
- ⑥これまで自らを含め同一世帯内に補助対象機器一覧に掲げる補助対象設備において、同一設備の補助を利用した者がいないこと。

⑥事業着手の考え方

事業着手日とは、契約締結行為日又は工事着工日のいずれか早い日のことをいいます。事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければ補助対象とはなりませんのでご注意ください。ただし、市費補助の場合、対象機器の工事着工日を事業着手日とすることができます。

○新築住宅の事業着手について

【ZEH+以外の対象機器の場合】

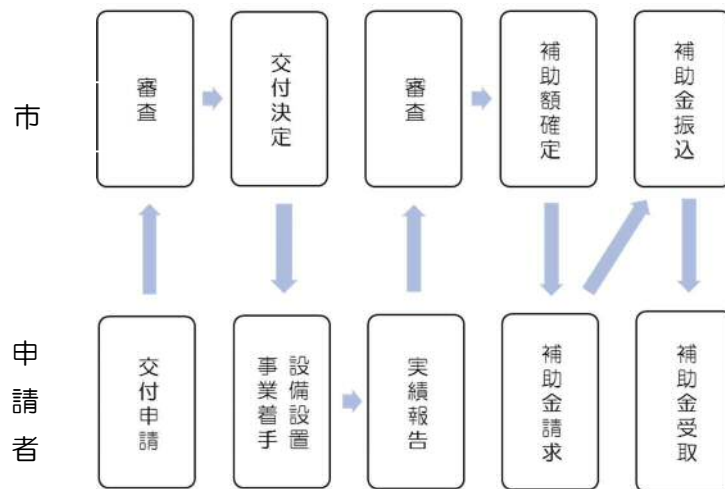
- 1 補助対象機器の契約日または工事着工日のいずれか早い日が事業着手日となります。

【ZEH+の場合】

- 2 契約上、工程表等で高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工事開始日が明確になっているのであれば、一番早い設備の着工日を事業着手日とすることができます。ただし、補助対象となるのは令和 8 年 4 月 10 日以降に契約した住宅に限ります。

2. 申請から補助金受取までの流れ

①フロー図



②交付申請について

- 補助申請に要する各種様式はホームページよりダウンロードしてください。
- 申請書類には修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用できません。
- 申請書類等の申請者名欄には、住民票と同じ漢字での記載をしてください。(高・高、斉・齋など)
- 補助金額、手続方法、注意事項等必ず全ての事項をご理解のうえ申請を行ってください。また、代行手続をされる方は、事前に申請者へ制度の説明を十分に行ってください。
- 苫小牧市が指定する以外の様式(独自に作成されたもの等)での提出は受付できません。
- 申請書類に修正や不足資料がある場合は受理されません。
- 予約や電話での受付は行っておりません。

・申請方法

「郵送」または「電子申請」で申請できます。

◎郵送の場合

住所：〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2 番地の 25

宛名：苫小牧市役所環境衛生部ゼロカーボン推進室脱炭素先行地域推進担当

◎電子申請の場合

- ・下記 URL または 2 次元コードから申請できます

<https://www.harp.lg.jp/OfwZIEJf>



• 提出書類

13 ページに記載されている書類を添付してください。

• 補助金の交付決定

申請書類の審査後、交付決定通知書を送付します。交付決定通知後に事業着手してください。

③変更交付申請（事業の変更・取下げ・中止を行う場合）

交付申請した内容に変更があった場合、必ず着工前に変更交付申請書(様式第 9 号)を提出してください。また、着工は変更交付決定日以降に行ってください。

④実績報告

事業完了後、速やかに P14 に記載されている書類を添付して実績報告書(様式第 11 号)を提出してください。審査後、交付額確定通知書を送付します。

⑤請求書の提出

交付額確定通知書を受け取ったら請求書と口座が確認できる書類を提出してください。
なお、振込が完了した旨については連絡いたしませんので、通帳などでご確認ください。

3. 補助金交付後について

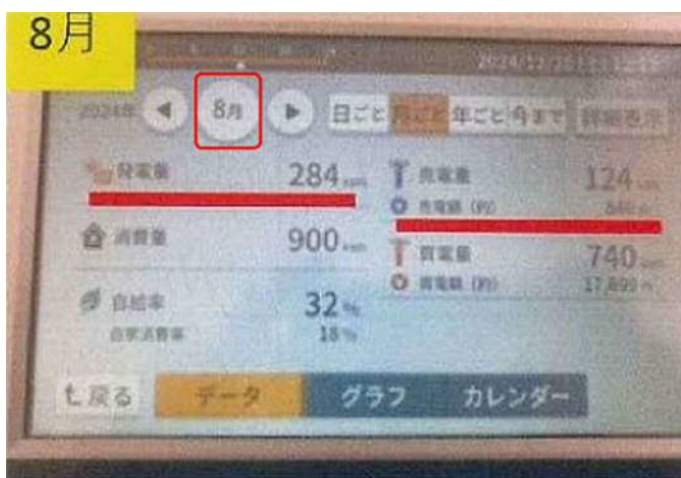
①調査・報告

○自家消費率の報告(太陽光発電設備を申請した方)

太陽光発電設備の年間利用状況（発電電力量、毎月の自家消費率、売電量）について、太陽光発電自家消費率報告書(様式第17号)により12カ月分を市長に報告してください。また、各月の発電量及び売電量の数値が明記されている資料を添付してください。

提出がなされない場合は、補助金返還となる場合があります。

【例】モニター



【例】アプリ



※操作方法等については、購入業者やメーカーにお問い合わせください。

○調査のお願い

交付を受けた方へ必要に応じて対象機器の使用状況等の調査を行います。調査票を配布しますので提出をお願いします。

②その他

○住宅借入金等特別控除を申請する場合

住宅の取得等に関し補助金（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受けた場合は、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からその補助金等の額を控除して（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を計算しなくてはなりません。詳しくは、苫小牧税務署にお問い合わせください。

4. 補助対象機器一覧

●補助の対象機器は下表の要件を満たし未使用品（中古品は除く）とする。

①国費補助 国の補助制度と併用不可

太陽光発電設備(ソーラーカーポート含む)

提出書類

○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。

- ・耐風、耐雪について確認できるカタログ等(ソーラーカーポートの場合)
- ・太陽光パネルの配置がわかる図面(ソーラーカーポートの場合)

○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。

- ・余剰電力を売電する場合は、非FITで売電することがわかる書類
- ・非FIT確認書類がない場合は、委任状(様式第19号)

※委任状は押印された原本が必要のため郵送してください。

- ・太陽光の全体写真、パワーコンディショナー(以下、パワコン)、パワコンの品番がわかる写真

補助率

①太陽光パネルの合計kWとパワコンの出力の合計kWいずれか低い値×7万円

②kWの小数点以下は切り捨て

③パワコンの出力値は、単機能とハイブリッドで違うことがあるため、申請書に記載する際は注意すること。

④パワコンを2台設置する場合、パワコンごとに接続する太陽光パネルの枚数(kW)を明らかにすること。

⑤補助事業に要する経費が上記の算定した額を下回るときは、当該経費をもって補助額とする。(ソーラーカーポートの場合、カーポート設置費を除く経費を補助事業費とします)

補助要件

①新築住宅において、新築工事契約と太陽光発電設備が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降であること。

②本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。

③再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)及びFeed-in-Premium制度(FIP)の認定を取得しないこと。

④電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。

⑤再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けたものに対するものを除く。)

- ⑥本補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量のうち、30%以上を自家消費できること。また、12カ月分の自家消費率を様式第17号【太陽光自家消費率報告書】で報告できること。
- ⑦申請する住所の敷地内に太陽光発電設備が設置されていないこと。
- ⑧その他、国実施要領別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。

定置用リチウムイオン蓄電池

提出書類

- 第5条(11)に定める書類は以下のとおり。
 - ・単線結線図
- 第8条(6)に定める書類は以下のとおり。
 - ・設置後の写真(蓄電池本体、パワコン、各銘板)

補助率

- ・設置費用の1/3
- ・設置費用が1kWhあたり14.1万円未~~満~~であること。(対象経費÷蓄電容量が14.1万円未~~満~~)
- ・蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で産出される蓄電池部の値とする。kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てて計算すること。
- ・非常用の部材費(その工事費を含む)を除く経費を認定する。
- ・国の補助事業との併用はできない。

補助要件

- ①新築住宅において、新築工事契約と定置用リチウムイオン蓄電池が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降であること。
 - ②本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
 - ③原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
 - ④停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
 - ⑤1kWhあたり14.1万円未~~満~~の蓄電システムであること。
 - ⑥12.5万円/kWh以下(工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。
 - ⑦20kWh以下の蓄電池であること。
 - ⑧蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワコン等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
- ※初期実効容量は、JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
- ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- ⑨蓄電池部安全基準は、JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

⑩蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

⑪蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

⑫その他、国実施要領別紙 2 の 2 ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。

エコキュート

提出書類

○第 5 条(11)に定める書類は以下のとおり。

- ・更新前の給湯効率が変わる書類(電気温水器以外の場合)
- ・更新前の給湯器の写真(品番やメーカーが確認できる写真、全体写真)

○第 8 条(6)に定める書類は以下のとおり。

- ・設置後の写真（エコキュート本体、リモコン、室外機、各銘板）

補助率

- ・設置費用の 1/4
- ・上限額 18 万円
- ・更新前の給湯器に係る処分費用、北電申請費、その他オプション部材等(事業に必須なものを除く)については、補助事業経費に含めない。

補助要件

- ①新築住宅において、新築工事契約とエコキュートが別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降であること。
- ②従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果（CO2 削減効果）が得られるもの。
※新築住宅での申請の場合、電気温水器(給湯効率 1.0)からの買い替えとして取り扱う。
- ③更新前給湯器の給湯効率を明らかにできること(電気温水器の場合、給湯効率は 1.0 とする)。
- ④給湯設備の経費は ZEH+の経費となるため、ZEH+を申請する場合、エコキュートの申請はできない。

提出書類

○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。

- BELS 評価書
- 工程表(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工期がわかるもの)
- 高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の仕様がわかる書類

○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。

- 電力契約内容がわかる書類（余剰配線による売電であることがわかる書類）
- 単線結線図
- 家全体の写真、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、太陽光発電設備の写真（全体写真、品番等がわかる写真それぞれ1部ずつ）

ZEH+における事業着手の考え方

事業着手日は、原則として契約締結行為又は事業着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければ補助対象とならない。

契約上、工程表等で高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工事開始日が明確になっているのであれば、一番早い設備の着工日を事業着手日とすることができる。ただし交付決定前に事業着手した場合は、補助対象にはなりません。

※補助対象となるのは令和8年4月10日以降に契約した住宅に限ります。

補助率

- 100万円/戸以内

ZEH+設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)に要した費用の合計額

- 国の補助事業との併用はできない

※ZEH+の経費として認められる給湯設備は、電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート、おひさまエコキュート)、ガス潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)、石油潜熱回収型給湯器(エコフィール)、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)、太陽熱利用システム、燃料電池(エネファーム)に限る。

※導入する換気システムは、24時間換気に係るものであること。

補助要件

- ①事業実施主体は、新築戸建住宅、新築建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人とする。
- ②申請者が常時居住する住宅であり、専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEH+の基準を満たすこと。
- ③ZEHロードマップにおけるZEHの定義を満たしていること。
 - (a)住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分2の強化外皮基準（UA値0.4以下）を満たすこと。

すこと。

- (b) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること(売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。
- (c)設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。(※1※2)
- ④申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、ZEH+であることを示す証書を取得すること。
- ⑤ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること。
- ⑥住宅の外皮性能は、断熱性能等級6以上であること。
- ⑦次の a、b のうち 1 つ以上を選択し導入すること。
- (a)再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。
- (b)HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

※1 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

※2 再生可能エネルギー等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。

⑧ その他、国実施要領別紙2の2エ（ツ）に定める交付要件を満たすこと。

②市費補助 国の補助事業と併用可能。本補助金の「国費補助」と併用不可

定置用リチウムイオン蓄電池

提出書類

○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。

- ・単線結線図

○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。

- ・系統連系が確認できる書類
- ・設置後の写真（蓄電池、蓄電池の銘板、パワコン）

補助率

新築住宅 設置費用の 1/10 上限 12 万円

既存住宅 設置費用の 1/6 上限 20 万円 ※既存住宅で申請する場合、補助額の 1/2 が道費から交付されます。

補助要件

- ①常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光が発電する電力を充放電できる機器であること。
- ②蓄電容量が 17.76kWh 未満であること。
- ③電力会社の電力系統に連系できること。
- ④公称蓄電容量が 1kWh 以上であること。
- ⑤メーカー指定の環境条件に設置すること。

HEMS

提出書類

○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。

- ・「ECHONET Lite」規格を標準規格として搭載していることがわかる書類

○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。

- ・設置後の写真（HEMS 本体）

補助率

設置費用の 1/10 上限 4 万円

※既存住宅で申請する場合、補助額の 1/2 が道費から交付されます。

補助要件

- ①住居の電力使用量を測定・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。
- ②家電製品等の自動制御ができること。
- ③太陽光発電等の発電設備及び蓄電池と接続機能があること。

給電装置

提出書類

○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。

- ・なし

○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。

- ・設置後の写真（給電装置本体）

補助率

設置費用の 1/10 上限 3 万円

補助要件

- ①EV、PHV、HV 等から自宅に給電できるシステムであること。

5. 提出書類リスト

①様式第 1 号【補助金交付申請書】の添付書類

共通	①	事業計画書(様式第 2 号)
	②	住民票の原本又は写し(発行後3ヶ月以内) ※既存住宅での対象機器取り付けのみ
	③	市税の完納証明書の原本又は写し(発行後3ヶ月以内)
	④	③が発行できない場合、前号の書類が発行されない場合は、税情報確認承諾書(様式第 3 号)
	⑤	対象機器の購入に係る見積書の写し
	⑥	対象機器の仕様がわかる書類
	⑦	着工届(様式第 4 号)
	⑧	対象機器を設置する住宅等が申請者の所有に属さない場合、又は共有名義の場合は設置承諾書(様式第 5 号)
	⑨	申請に係る住宅の位置図(地図)
要綱 に定める書類等	国 費 補 助	
	太陽光発電設備・ソーラーカーポート	
		誓約書(様式第 6 号)
		耐風、耐雪について確認できるカタログ等 ※ソーラーカーポートの場合
		太陽光モジュールの配置がわかる図面 ※ソーラーカーポートの場合
	定置用リチウムイオン蓄電池	
		単線結線図
	エコキュート	
		更新前の給湯効率がわかる書類(電気温水器以外の場合)
		更新前の給湯器の写真(品番やメーカーが確認できる写真、全体写真)
	ZEH+	
	⑩	BELS 評価書
		ZEH+設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)の仕様がわかる書類
		工程表(ZEH+設備の工期がわかるもの)
		単線結線図
	市 費 補 助	
	定置用リチウムイオン蓄電池	
		単線結線図
	HEMS	
		(「ECHONET Lite」規格を標準規格として搭載していることがわかる書類)
給電装置		
	なし	
その他	⑪	その他、市長が必要と認めるもの(追加で書類を要求する場合があります)

2 `1 表別

②(様式第 11 号【実績報告書】の添付書類)

共通	①	請負契約書 ※契約内容の変更をしている場合、変更契約書も併せて提出してください
	②	工事完了報告書(様式第 12号)
	③	領収書の写し(対象機器の購入・設置に係る費用の支払いが確認できる書類)
	④	見積書(支払った金額の内訳がわかるもの)
	⑤	製品証明書(様式第 13号)
	⑥	住民票の原本又は写し(発行後3ヶ月以内) ※新築等で申請当初と住所が変わる場合のみ
要綱に 定める書類等	国 費 補 助	
	太陽光発電設備・ソーラーカーポート	
		非 FIT で売電することがわかる書類(余剰電力を売電する場合)
		委任状(様式第 19号)※原本を提出してください。 (非 FIT で売電することがわかる書類がない場合)
		設置後写真(パネル枚数が確認できる全体写真、パワコン、パワコンの銘板)
	定置用リチウムイオン蓄電池	
		設置後写真(蓄電池本体、銘板、パワコン、パワコンの銘板)
	エコキュート	
		設置後写真(エコキュート本体、銘板、リモコン、室外機)
	ZEH+	
	⑦	電力契約内容がわかる書類(余剰買取による売電であることがわかる書類)
		ZEH+設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)の設置後写真(全体写真、型式がわかる写真を各1部ずつ)、太陽光発電設備の写真
	市 費 補 助	
	定置用リチウムイオン蓄電池	
		系統連系が確認できる書類
		設置後写真(蓄電池本体、銘板、パワコン)
	HEMS	
	設置後写真(HEMS 本体)	
給電装置		
	設置後写真(給電装置本体)	
その他	⑧	その他、市長が必要と認めるもの(追加で書類を要求する場合があります)

2 `1 表別

【お問い合わせ先】

苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室 脱炭素先行地域推進担当

所在地： 〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2 番地 25

E-mail： z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

お問い合わせフォーム： <https://www.harp.lg.jp/PZQvkiS>



←こちらからもお問い合わせできます

関係書類は、苫小牧市ホームページにてダウンロードすることができます。

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/suishin/zchhojo.html>